

令和元年6月市議会 教育厚生委員会資料

第82号議案 長崎市立保育所条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正条例	1
2 改正理由	1
3 改正案の内容及び施行日	1～2
4 条例新旧対照表	3～5

こ ども 部

令 和 元 年 6 月

1 改正条例

長崎市立保育所条例

2 改正理由

令和元年10月から、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、3歳から5歳までの子どもを持つ全世帯及び0歳から2歳までの子どもを持つ住民税非課税世帯を対象に、子ども・子育て支援新制度の保育所等における利用者負担額（以下、「保育料」という。）が無償化されるとともに、副食費（おかず代）が利用者の負担となることから、市立保育所を利用する無償化の対象となる子どもの保育料を無料とし、また、食事の提供に要する費用の徴収等に係る規定を定めるもの。

3 改正案の内容及び施行日

(1) 保育料の無償化について（第4条）

ア 保育する子どもの認定区分

市立保育所において、次の(イ)及び(ウ)の子どもを保育している。

【認定区分】

- (ア) 1号認定子ども・・・満3歳以上の小学校就学前で保育の必要性がない子ども
- (イ) 2号認定子ども・・・満3歳以上の小学校就学前で保育の必要性がある子ども
- (ウ) 3号認定子ども・・・満3歳未満の小学校就学前で保育の必要性がある子ども

イ 保育料

次の(ア)及び(イ)の子どもの保育料を無料とする。

なお、無償化の対象とならない2号認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもに限る。）及び3号認定子どもの住民税課税世帯の保育料については、現行の保育料を徴収する。

(ア) 2号認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを除く。）

(イ) 2号認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもに限る。）及び3号認定子どもの住民税非課税世帯

【市立保育所の保育料】

種別	金額	
	現行	改正案
2号認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを除く。）の保育料	月額58,000円を上限として市長が別に定める額	0円
2号認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもに限る。）の保育料		月額58,000円を上限として市長が別に定める額 ※
3号認定子どもの保育料		月額58,000円を上限として市長が別に定める額 ※

※長崎市立保育所条例施行規則において、住民税非課税世帯の保育料を無料と定める。

(2) 食事の提供に要する費用について（第5条）

これまで1号認定子どもの食事の提供に要する費用については、保育料には含まれておらず、当該食事の提供に要する費用は、実費を保護者から徴収していたが、2号認定子どもの食事の提供に要する費用は、保育料に含み徴収していた。

子ども・子育て支援法等の一部が改正され、満3歳以上の子どもに係る保育料が無償化されたことに伴い、2号認定子どもの保育料に含まれていた食事の提供に要する費用についても、1号認定子どもと同様に、保育料と食事の提供に要する費用とに分ける整理がなされた（なお、満3歳未満の食事の提供に要する費用については、現行どおり保育料に含む。）。

これを契機として、条例においてその根拠を明確にしたうえ徴収するため、市立保育所を利用する場合の食事の提供に要する費用について定めるもの。

【市立保育所の食事の提供に要する費用】

種別	金額
2号認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを除く。）の食事の提供に要する費用	月額5,000円（市長が別に定める要件に該当する場合は、0円） ※

※年収360万円未満相当世帯の子ども又は第3子（小学校就学前の子をカウントした場合の第3子。ただし、年収360万円以上～年収470万円未満相当世帯においては、年齢制限なくカウントした第3子。）以降の子ども

(3) 施行日

令和元年10月1日

4 条例新旧対照表

改正前（傍線部分は改正部分）	改正後（案）（傍線部分は改正部分）
<p>○長崎市立保育所条例</p> <p style="text-align: right;">昭和24年 1月18日 条例第5号</p> <p>第1条から第3条まで（略）</p> <p>（保育料等の徴収）</p> <p>第4条 市長は、保護者又は扶養義務者から、<u>月額58,000円を上限として別に定める保育料を徴収する。</u></p> <p>2 市長は、延長保育（市長が別に定める時間帯において保育することをいう。以下同じ。）を受けた者の保護者又は扶養義務者から、その延長保育に係る費用（以下「延長保育料」という。）として、1人15分（延長保育の時間が15分未満であるとき、又はその時間に15分未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、15分として計算する。）につき100円を徴収する。</p> <p>（新設）</p> <p>（保育料等の納入）</p> <p>第5条 保育料は、各月分につきその月の末日（12月分にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。ただし、月の中途に入所した場合にあっては、入所した日の属する月の翌月の10日までに納入しなければならない。</p> <p>2 延長保育料は、延長保育を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。</p>	<p>○長崎市立保育所条例</p> <p style="text-align: right;">昭和24年 1月18日 条例第5号</p> <p>第1条から第3条まで（略）</p> <p>（保育料等の徴収）</p> <p>第4条 市長は、保護者又は扶養義務者から、<u>別表第1に定める保育料を徴収する。</u></p> <p>2 市長は、延長保育（市長が別に定める時間帯において保育することをいう。以下同じ。）を受けた者の保護者又は扶養義務者から、その延長保育に係る費用（以下「延長保育料」という。）として、1人15分（延長保育の時間が15分未満であるとき、又はその時間に15分未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、15分として計算する。）につき100円を徴収する。</p> <p><u>（食事の提供に要する費用）</u></p> <p>第5条 市長は、保護者又は扶養義務者から、<u>食事の提供に要する費用として、別表第2に定める額を徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による額は、その者に現に要する食事の提供に係る費用を勘案し、市長が別に定めるところにより減じることができる。</u></p> <p>（保育料等の納入）</p> <p>第6条 保育料は、各月分につきその月の末日（12月分にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。ただし、月の中途に入所した場合にあっては、入所した日の属する月の翌月の10日までに納入しなければならない。</p> <p>2 延長保育料は、延長保育を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納入しなければならない。</p>

(保育料等の返還)

第6条 既納の保育料又は延長保育料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、これらの全部又は一部を返還することができる。

(保育料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料を減免することができる。

(新設)

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

3 食事の提供に要する費用は、現に食事の提供に係る費用を要した日の属する月分につきその月の翌月の末日(12月にあつては、同月25日)までに納入しなければならない。

(保育料等の返還)

第7条 既納の保育料又は延長保育料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、これらの全部又は一部を返還することができる。

(保育料等の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、延長保育料又は食事の提供に要する費用を減免することができる。

(債権の放棄)

第9条 市長は、消滅時効が完成した食事の提供に要する費用を徴収する権利及びこれに係る遅延損害金を請求する権利を放棄することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表第1（第4条関係）

種別	金額
法第19条第1項第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども（満 3歳に達する日以後の最初の3 月31日までの間にある教育・保 育給付認定子どもを除く。）に係 る保育料	0円
法第19条第1項第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども（満 3歳に達する日以後の最初の3 月31日までの間にある教育・保 育給付認定子どもに限る。）に係 る保育料	月額58,000 円を上限と して市長が 別に定める 額
法第19条第1項第3号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもに係 る保育料	

別表第2（第5条関係）

種別	金額
法第19条第1項第2号に掲げ る小学校就学前子ども（満3 歳に達する日以後の最初の3 月31日までの間にある子ども を除く。）に対する食事の提供 に要する費用	月額5,000円 （市長が別に 定める要件に 該当する場合 は、0円）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行す
る。

（経過措置）

2 改正後の長崎市立保育所条例の規定は、こ
の条例の施行の日以後の市立の保育所の利用
に係る保育料、延長保育料及び食事の提供に要
する費用について適用し、同日前の市立の保育
所の利用に係る保育料、延長保育料及び食事の
提供に要する費用については、なお従前の例に
よる。